

苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成27年度）について

このことについて、調査を実施したので、次のとおりその結果を報告する。

市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況（平成27年度）

No.	案件名	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
1	新たな行政改革プラン（素案）について （行政監理室）	<p>①市民意見提出手続の時期に疑問がある。 行政改革審議会の結論が出ていない段階で「市民意見提出手続」を行うことは、市民参加条例に違反しているのではないか。</p> <p>②市民参加条例の適用があるか。 新たな行革プラン（素案）の内容は、広範囲にわたりすぎていて、他の審議会にも関わってくる問題をここで参加手続に付する意味が乏しいと思われる。個々の問題を、具体化する段階で市民参加の手続を行うべきで、包括的に行う理由はない。 プランのなかには、「検討する」などの表現が見られる項目が多々ある。しかし、計画には「検討する」などといった項目を入れるべきではない。検討して実際に行うと考えたものを計画というのではないか。だいたい検討するということに対し、いいとか悪いとか言えないのであって、いったいどんな意見を述べよというのだろうか。</p> <p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 ①新たな行革プランの検討に先立ち、平成26年7月に行政改革推進審議会に対して、今後の行政改革の在り方について諮問し、同年9月に「今後の行政改革の在り方に関する提言」として答申を受けております。 市は、これをもとに、内部で新たな行政改革プランの策定に向けた検討を開始しております。その後、同年11月に行政改革推進審議会に中間報告を行い、平成27年2月には、同審議会において、新たな行政改革プランについて検討を行い、この素案が確認されております。</p> <p>②この度の市民参加手続は、幅広く市民の皆様の御意見を踏まえつつ、新たな行政改革プランを立案していこうという趣旨から実施しています。市民参加条例の趣旨を鑑みれば、積極的に市民参加手続を実施し、政策の立案をすべきものと考えております。 「検討」としている取組も多数あります。これらの取組につきましても、今後その有効性や可能性を検討し、実施の有無など方向性を示すこととなりますが、この段階で「検討にすら値しない」という意見もあるかもしれませんし、市がこのようなことを検討しているということを示すことも、市政運営における透明性の向上に資するものと考えております。また、個々の取組につきましても、具体的に検討が進む中で、改めて市民参加手続を実施するものもございしますが、このような機会を多く設けることは、市政運営への市民の参加を推進する上で有効と考えております。</p>
2	第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画（案）について （生涯学習課）	<p>パブリックコメントへの意見を、電子メールで提出したが処理されていないのではないか。また、メールで提出の場合は、受信確認メールを送信するなど対策を検討してほしい。</p> <p>【市民に対する担当課からの説明、対応等】 生涯学習課には、メールが届いていなかったため、情報推進課へ受信確認の依頼をした。 市のメールサーバーでウイルスの危険性があると判断され、隔離された可能性があることを伝えた。今後は同じようなことがないように、何らかの対策を検討することで了承を得る。</p>

(参考)

苫小牧市市民参加条例運用の手引き（平成26年4月1日（第2版）苫小牧市総合政策部市民自治推進課）（第19条関係 抜粋）

（市民からの要望等）

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

【説明】

市は、市民参加条例の施行に関して市民から意見、要望等を寄せられた場合には、それに対する市の考え方とともに公表するものとしています。

【運用】

この規定に基づき市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等の内容を市民自治推進会議に報告するものとします。